

西三河後見ネット
代表 前本好江様

安城市長 神谷



公文書開示決定通知書

平成17年6月23日付けで開示請求のありました公文書については、安城市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ①平成16年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績（件数及び費用）を記した文書	
決定の内容	一部開示	
開示をする日時及び場所	平成 年 月 日（ ） 時 分	
理由の提示等	開示しないこととする部分	平成16年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	平成16年4月以降は、要綱等の制定又は改正をしておらず、当該文書が存在しないので、安城市情報公開条例第11条第2項に規定する開示請求に係る公文書を保有していないときに該当するため。
	開示が可能となる時期	平成 年 月 日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。
担当課	保健福祉部高齢福祉課・障害援護課 電話番号 76-1111（内線）2283・2154	

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においてになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（被告を代表する者は市長）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、下記の金額を別添の納付書により納付するとともに郵送料に相当する切手を送付してください。入金及び切手の到着を確認した後、当該公文書の写しを郵送します。

記

写しの作成に要する手数料	30円（10円×3枚）
郵送料に相当する切手	80円分の切手

担当 安城市保健福祉部高齢福祉課 電話番号76-1111 内線2283

* 柏木あてにご送付ください。